

○新潟市附属機関設置条例

昭和 35 年 12 月 21 日

条例第 39 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、他の条例に定めのあるもののほか、市の執行機関の附属機関(以下「附属機関」という。)の設置に関して必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第 2 条 別表の左欄に掲げる執行機関に、同表の中欄に掲げる附属機関を置く。

(所掌事務)

第 3 条 附属機関は、それぞれ別表の右欄に掲げる事務を所掌する。

(組織等)

第 4 条 この条例に定めるもののほか、附属機関の組織、運営その他必要な事項は、当該附属機関の属する執行機関が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

別表(第 2 条, 第 3 条関係) ※一部抜粋

(平 4 条例 2・平 4 条例 7・平 4 条例 55・平 6 条例 3・平 7 条例 59・平 10 条例 3・平 11 条例 34・平 12 条例 5・平 12 条例 69・平 13 条例 4・平 17 条例 9・平 17 条例 30・平 18 条例 94・平 19 条例 12・平 19 条例 72・平 19 条例 80・一部改正)

附属機関の 属する執行 機関	名称	所掌事務
市長	新潟市清掃審議会	市長の諮問に応じ、本市における清掃事業に関して必要な事項を調査審議すること。 前項の諮問に関連する事項に関して必要に応じ、市長に建議すること。